

武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

武道館条例の一部を改正する条例

武道館条例（昭和61年岩手県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分			施設の利用料金の上限額												区分 使用	個人 使用	附属の施設 又は設備の 利用料金の 上限額	
			貸切使用															
			土曜日及び休日						その他の日									
			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合			入場料等を徴収しない 場合			入場料等を徴収する 場合						1区 分ご とに
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで													
大 道 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	貸切 使用 の場 合の 利用 料金 の額	円	1 附属 の施設 又は設 備の利 用料金 附属 の施設 又は設 備を使 用する 場合に
		一般	4,470	7,020	9,360	8,970	14,050	18,700	3,730	5,850	7,780	7,470	11,700	15,600	370			
	その他の催し に使用する場 合	44,820	70,200	93,650	67,230	105,320	140,470	37,360	58,480	78,040	56,020	87,750	117,040	の50 パー セントに	140			
柔 道 場 及	アマチ ュアス	小学校 児童、	2,230	3,510	4,670	4,470	7,020	9,360	1,870	2,930	3,890	3,730	5,850	7,780	セントに	140		

び 剣 道場	ポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生														相当 する 額	370	おいて は、1 件又は 1式1 時間ま でごと に1,620 円の範 囲内で 知事が 定める 額
		一般	4,470	7,020	9,360	8,970	14,050	18,700	3,730	5,850	7,780	7,470	11,700	15,600				
	その他の催し に使用する場 合		22,410	35,090	46,810	33,610	52,650	70,230	18,660	29,250	39,030	28,010	43,890	58,520				
弓 道場	近 的 場	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	2,420	3,020	4,830	4,830	6,070	9,680	1,990	2,520	4,040	4,040	5,030	8,060	140	2 電気 料及び 暖房料 電気を 使用する 場合又は 暖房を 使用する 期間にお いては、 実費を 基準とし て知	
		一般	4,830	6,070	9,680	9,680	12,090	19,370	4,040	5,030	8,060	8,060	10,100	16,120	370			
	その他の催し に使用する場 合		12,070	15,140	24,220	24,180	30,260	48,430	10,070	12,610	20,180	20,130	25,200	40,370				
	アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合	小学校 児童、 生徒及 び学生	1,210	1,510	2,420	2,420	3,020	4,830	1,010	1,260	1,990	1,990	2,520	4,040	140			
遠 的 場	一般	2,420	3,020	4,830	4,830	6,070	9,680	1,990	2,520	4,040	4,040	5,030	8,060	370				
	その他の催し に使用する場 合		6,050	7,570	12,090	12,070	15,140	24,220	5,020	6,300	10,100	10,070	12,610	20,180				
相 撲 場	アマチ ュアス	小学校 児童、	1,000	1,210	1,990	1,980	2,430	4,040	820	1,010	1,670	1,660	2,000	3,340	140			

スポーツ に使用 する場 合	生徒及 び学生															事 が 定 める額
	一般	1,980	2,430	4,040	4,000	4,870	8,040	1,660	2,000	3,340	3,320	4,060	6,700	370		
その他の催し に使用する場 合		5,010	6,070	10,090	10,060	12,090	20,170	4,180	5,030	8,390	8,360	10,100	16,810			
第3条第1項の規定に よる許可を受けた場合 の利用料金の上限額		1人1時間までごとに990円														

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。